

# 「介護分野外国人就職支援事業」企画提案募集要領

## 1 事業の名称

介護分野外国人就職支援事業

## 2 事業の目的

急速な高齢化の進展といった社会情勢の変化などにより、不足する介護人材の就労を促進するため、介護職への就労を希望する定住外国人を雇用し、日本語教育研修と介護職員初任者研修を受講させ、介護事業所等で活躍する人材として必要な知識・技能を習得させるとともに、介護事業所へ紹介予定派遣により職場実習を行い、事業終了後は、原則として、当該雇用者と実習先介護事業所との間に雇用期間の定めのない雇用契約が結ばれるよう支援する。

## 3 事業の内容

「介護分野外国人就職支援事業 業務委託仕様書（案）」のとおり

## 4 応募事業者の資格

企画提案書類を提出する時点で次の要件を全て満たしていること。

- (1) 愛知県内に事業所を有する法人又は法人以外の団体であること。
- (2) 一般労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可を受けていること。
- (3) 愛知県の令和6・7年度入札参加資格名簿の掲載者のうち、業務分類で以下の分類に該当する者であること。

大分類「03 役務の提供等」 中分類「16 その他の業務委託等」

小分類「06 人材派遣」又は「13 入浴・介護」

- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は「愛知県が行う事務及び事業者からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当する者（破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 愛知県から、製造の請負、県の買入れその他の契約にかかる資格停止の措置を提案受付期間に受けていないこと。

## 5 契約条件

### (1) 契約の形態

委託契約

### (2) 契約の締結

委託契約は、公募プロポーザル方式により選定する1事業者と行う。

なお、委託額及び内容は、受託事業者の企画提案を基に決定するが、協議により調整することがある。

### (3) 契約期間

契約の日から2026年3月19日（木）まで

### (4) 委託額

総額で47,682,266円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、委託費の内訳は、新規雇用者人件費は33,382,266円（消費税及び地方消費税を含む。）、訓練実施経費は14,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

**(5) 委託費の支払い**

業務完了検査合格後、精算払いとする。

**(6) 契約保証金**

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、その納付を免除する場合がある。

**6 応募方法**

**(1) 募集期間**

2025年7月17日(木)から2025年8月1日(金)まで

**(2) 提出書類及び提出部数**

次の書類を各9部(正本1部、副本8部)提出する。※ 副本は写しで可  
なお、提出書類は日本産業規格A4判とし、言語は日本語、通貨は円とする。

ア 企画提案書(様式1)

イ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類(様式2)

ウ 見積書(様式3)

別途任意様式で新規雇用者人件費、訓練実施経費、消費税の項目に分け積算内訳を作成すること。

エ 応募事業者の概要が分かるもの(企業案内パンフレット等)

オ 一般労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可を受けている証明の写し

カ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

キ 貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類(直近のもの)

ク 納税証明書(国税、県税、市町村税)

**(3) 提出期限**

2025年8月1日(金)午後5時(必着)

**(4) 提出方法**

持参又は郵送

ア 直接持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 電子メール及びFAXによる応募は受け付けない。

**(5) 提出先**

〒460-8501(住所記載不要)

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号(愛知県庁本庁舎2階)

愛知県労働局就業促進課 業務・調整グループ

電話 052-954-6363(ダイヤルイン)

**(6) 企画提案に関する事前説明会**

説明会は開催しない。本業務に関して質問がある場合は、下記8のとおり行うこと。

## 7 提案事業の審査等

### (1) 審査方法

提出された企画提案について書面審査により3案を選定し、県が設置する選定委員会において行う。ただし、提出された企画提案が3案以下の場合、書面審査を実施せず、全ての企画提案について審査を実施する（プレゼンテーション審査を実施）。

プレゼンテーションは1事業者10分程度、提出済みの企画提案書面によるものとし、パソコン・プロジェクター等の電子機器の使用は不可とし、当日追加の資料等の提出、掲示は認めない。説明終了後に質疑応答を行う。

また、1案のみの場合、書面審査のみとすることもありえる。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問合せ及び異議申立てには応じない。

### (2) 照会等

審査に至る過程で、必要に応じて、追加資料を請求することがある。また、応募内容等に不明な点があった場合、県から電話等による照会を行うことがある。

### (3) 審査基準

	項目	審査基準
1	事業の実現性・実行性	<ul style="list-style-type: none"><li>○実施体制は適切か。</li><li>○定住外国人を対象とした支援体制は整備されているか。</li><li>○新規雇用者は確実に雇用確保できるか。</li><li>○職場実習先となる介護事業所は、提案どおり確保できるか。</li><li>○外国人の人材育成又は就職支援に類する過去の実績を有しているか。</li></ul>
2	提案内容の優良性	<ul style="list-style-type: none"><li>○新規雇用者に関すること 労働条件、雇用管理方法は適切か。募集方法は効果的か。</li><li>○日本語教育研修 研修期間、研修方法及び研修内容は適切か。</li><li>○介護職員初任者研修 研修期間、研修方法及び研修内容は適切か。</li><li>○職場実習 実習場所、実習期間、実習方法、実習内容及び実習先とのマッチング方法は適切か。</li><li>○就職支援の方針は適切か。事業目標実現可能な方法か。</li></ul>
3	社会的価値の実現に係る評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○社会的価値の実現に資する取組の有無。</li></ul>
4	経費見積りの妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業費の積算は適切か。</li></ul>

### (4) 審査結果

審査終了後、採否に関わらず応募者には文書で通知する。

## 8 事業提案に関する質問

本委託事業の企画提案に関する質問は、2025年7月17日（木）から2025年7月25日（金）までの間で受け付ける。

質問は趣旨を明確にして、次のアドレスまで電子メールにより照会するものとし、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けない。

メールアドレス：shugyo@pref.aichi.lg.jp

電子メールの件名：介護分野外国人就職支援事業に関する質問

質問に対する回答は、速やかに愛知県公式 Web ページに掲載することとし、個別には回答しない。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/g-kaigo-2025-itakusakiboshu.html>)

## 9 留意事項

- (1) 企画提案は1事業者につき1件とする。
- (2) 提出された企画提案書の内容は、県の了承なく変更することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。なお、企画提案書は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (4) 企画提案の応募に関して要した経費は、応募事業者の負担とする。
- (5) 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、速やかに県に連絡すること。
- (6) 採用された企画提案書の内容を県と委託先で協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合がある。
- (7) その他詳細については、県と委託先とで調整のうえ、行うものとする。

## 10 スケジュール（予定）

2025年8月1日（金）	企画提案書の提出期限
8月中旬	審査実施、委託先の決定、契約締結
8月下旬	新規雇用者募集・採用準備（※）
10月1日	雇用開始 (2026年2月28日（土）までの5か月間雇用)
2026年3月19日（木）	委託事業完了

## 11 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
  - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。また、それに準ずる行為を行った場合

## 12 問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号（愛知県庁本庁舎2階）

愛知県労働局就業促進課 業務・調整グループ

電話 052-954-6363（ダイヤルイン）

電子メール [shugyo@pref.aichi.lg.jp](mailto:shugyo@pref.aichi.lg.jp)